

今江まさひこ

ご意見をお寄せください

事務所 〒523-0837
近江八幡市大杉町30番地1
TEL (0748)36-5788
FAX (0748)36-5794
http://www.m-imaie.com



すべての人に居場所と出番のある共生社会をめざして

私が滋賀県議会議員に初当選以来、取り組んできた政策課題の一つに「公契約条例の制定」があります。公契約条例とは地方自治体が公契約を締結する際に、民間企業や民間団体に対し、最低賃金額より高い賃金をそこで働く労働者に支払うことを義務付けるものです。このことにより適正な委託費が民間企業に支払われ、そこで働く労働者には適正な賃金や労働条件が確保されます。その結果、質の高い公共サービスの提供が可能になり、地域経済の活性化にもつながっていきます。

こうした仕組みがないと例えば建設業では低価格での契約が横行して現場の労働条件は悪化し、そこで働く人が生活できなくなったり、保育や介護の現場では人材の確保が難しくなったりしてサービスが低下することが心配されます。

これまで県議会にて公契約条例の制定を何度も訴えてきた結果、滋賀県では市内に検討チームが設置され、調査研究が進んでいます。2月定例会議において知事に今後の取り組みについて質問しました。

三日月知事答弁要旨「誰一人取り残さず、誰も犠牲にしない



チームしがともに
力をひとつに!

今江まさひこのプロフィール

1954年6月29日生まれ（満64歳）
市立金田小学校、市立南中学校を経て県立彦根東高等学校、同志社大学法学部卒業後、近江八幡市職員となり、議会事務局次長、秘書広報課長を歴任。
2007年4月滋賀県議会議員に初当選。（現在3期目）
この間、総務・政策常任委員長、防災・エネルギー対策特別委員長、関西広域連合議会議員などを歴任。

いよいよ明日開催します

是非ご参加ください。



嘉田由紀子前知事、そして三日月大造知事とともに今江まさひこ県政報告会を開催し、滋賀県の課題とこれからの取り組みについて報告します。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

日時 3月20日(水) 午後7時から

場所 滋賀県男女共同参画センター

という考えが必要であり、公共事業体が行う公契約というものがそのことを解決し、改善する役割を果たさなければならぬことは自覚しています。幅広い多くの皆様にご理解をいただきながらこういったルールづくりをすることが必要であり、一定の研究成果がまとまれば条例づくりに取り組みで参りたい。」と答弁されました。



三日月知事に公契約条例制定について質問

また、これまで私が強く求めてきた「滋賀県手話言語条例の制定」については新年度予算において検討委員会のための予算が計上され、手話言語や情報コミュニケーションに関する条例の検討が行われることになりました。こうした取り組みを重ねる中で滋賀県において「すべての人に居場所と出番がある共生社会づくり」に取り組んで参ります。

県民の皆さんの生命と財産を守るために ダムだけに頼らない流域治水政策を充実し 目野川をはじめとする河川整備を進めます



滋賀県では嘉田由紀子前知事によって「流域治水条例」が制定され、どのような洪水からも命を守るため、4つの対策を軸に流域治水を総合的に推進しています。そして、大河川だけでなく身近な水路のはん濫なども考慮した「地先の安全度マップ」を公表しています。

一つ目の対策

河川整備などで川を安全に**ながす**ことです。日野川では工事の結果1.3倍の水を流せるようになりましたが、さらに竜王町などに工事区間を伸ばしていく必要があります。

二つ目の対策

降った雨を**ためる**ことです。みんなで雨水をためて川の負担を軽くすることが必要です。

三つ目の対策

地域づくりで**そなえる**ことです。「地先の安全度マップ」を基礎情報にして住民の皆さんとともに地域特性に応じた避難体制を検討し、地域の防災力を高めることが必要です。

四つ目の対策

被害を最小限にと**とどめる**対策です。逃げ遅れても命が守れるように、住民の皆さんとルール作りを進め、避難空間が確保できる安全な住まい方を推進します。

この「ながす」「ためる」「そなえる」「とどめる」の4つの対策で総合的に命を守る「流域治水条例」は全国でも注目されています。昨年発生した全国の水害の状況を見てもダムに頼る治水対策には限界があると考えます。条例に基づく浸水警戒区域の指定を含め、ダムだけに頼らない流域治水政策の推進にこれからも取り組んで参ります。



チームしが代表である嘉田由紀子前滋賀県知事とともに武村正義元知事から三日月大造知事へと引き継がれてきた「草の根自治の滋賀」をさらに発展させます